

商店街活性化空き店舗等活用事業

1. 補助目的

魅力と賑わいあふれる商店街づくりを推進するため、「商店街団体」や「特定事業者」、「コミュニティ団体」が、空き店舗等を周辺地域の集客に繋がるよう、店舗等として活用する事業に対し、空き店舗の改修・改築費及び賃借料の一部を補助します。

※特定事業者とは：

小売業・サービス業又は飲食業（風俗営業者を除く）を営もうとする者で、市長が特に認めるものをいいます。
「事業性のある事業」のみが対象となります。

※「空き店舗等」とは：

次の要件に該当する店舗又は事務所で、新たに事業を開始するために購入又は賃借したものをいいます。

- ①3ヶ月以上の間空いている状態であること。
- ②店舗の営業部分が建物の1階であること。又は他の階であっても1階部分と同程度の集客につながると認められること。
- ③事業開始1年前までに購入又は賃借したものであること。

2. 補助対象経費及び補助率

（1）改修費補助

- 対象経費：空き店舗等に出店するための改修費・改築費及び付帯設備の設置に要する経費
- 補助率：対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（限度額：100万円）
- 制限等：一の店舗につき1回交付

（2）賃借料補助

- 対象経費：空き店舗等の賃借料
- 補助率：対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（限度額：3万円/月）
- 制限等：12月分交付

3. 補助要件

- 駒ヶ根市立地適正化計画における居住誘導区域内（郊外居住区域を除く。）でおおむね5軒以上の商店が近接して形成している地域内であること。
- 空き店舗等は3ヶ月以上の間空いている状態であること。
- 空き店舗等は、事業開始1年前までに購入または賃借したものであること。
- 店舗の営業部分が建物の1階であること。又は他の階であっても1階と同程度の集客につながると認められること。
- 店舗等として2年以上営業すること。
- 店舗の営業時間に午前11時から午後3時までの時間が含まれること。
- 出店する地域の商店街団体に加入すること。商店街団体が存在しない区域に出店する場合には、商工会議所に加入すること。
- 商工会議所の経営指導員の指導を受けること。
- 市税等に滞納がないこと。
- 駒ヶ根市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。
- 申請者が、貸主の2親等以内の親族又は貸主が経営する会社の役員の場合は、交付を受けることができません。
- 対象区域内で移転する場合は対象となりません。
※「対象区域内で移転する場合」とは、最寄りとなる駅周辺の範囲内での移転を指します。

4. 注意事項

- （1）補助を受けるためには、事業開始前（開店及び改修・改築工事着手、着工前）に申請手続きを行う必要があります。
- （2）申請した年度内に事業を開始しなければなりません。
- （3）補助要件に違反した場合は、補助金を返還していただく場合があります。
- （4）申請の方法・必要な書類・空き店舗の要件など、詳細については別途お問い合わせください。

5. お問い合わせ先

- 商工観光課 商業係 TEL83-2111（内線431）